

令和5年 第2回松田町議会臨時会 会議録

令和5年4月19日 午前10時00分 開議

1. 出席議員 11人

—	—	2番	古谷星工人	3番	内田晃
4番	平野由里子	5番	田代実	6番	井上栄一
7番	南雲まさ子	8番	中野博	9番	飯田一
10番	齋藤永	11番	寺嶋正	12番	大館秀孝

2. 欠席議員 1人

1番	唐澤一代
----	------

3. 説明のための出席者 14人

町長	本山博幸	副町長	田代浩一
教育長	浄泉和幸	会計管理者 兼出納室長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	総務課長	早野政弘
税務課長	山岸裕子	町民課長	川本博孝
福祉課長	宮根正行	子育て健康課長	渋谷昌弘
観光経済課長	遠藤洋一	まちづくり課長	柳澤一郎
環境上下水道課長	渋谷好人	教育課長	椎野晃一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事務局長	石井友子	書記	島秀明
------	------	----	-----

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 議案第 24 号 令和 5 年度松田町一般会計補正予算（第 1 号）

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。春風の心地よい季節になりましたが、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえながら、本日も感染予防に努めていきたいと思えます。

さて、去る 4 月 14 日、松田町告示第 34 号により令和 5 年第 2 回松田町議会臨時会の招集がされました。本日は定刻までに御参集いただき、ここに臨時会が開催されますことを衷心より感謝申し上げます。

この臨時会では、新型コロナウイルス感染予防のため、傍聴席は 10 席としており、症状のある方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などお願いしております。議員並びに町長以下職員のマスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行また議事録作成のため、発言の際は内容が明確に伝わるようにマイクなどを活用して発言してください。

次に、ICT を活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持ち込み、議事に関連する事項での使用を試験的に許可します。

なお、神奈川新聞社より録音、パソコン使用、議会事務局から録音の申出があり、許可をいたしておりますので御承知おき願います。

報告いたします。唐澤議員におかれましては体調不良のため本臨時会を欠席しておりますので、御承知おき願います。

それでは、ただいま出席議員は議員定数 12 名中 11 名です。よって、地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(10 時 00 分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長より指名いたします。

6番 井上栄一君、7番 南雲まさ子君の両名にお願いします。

議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

この臨時会を開催するに当たりまして、本日4月19日、午前8時30分より議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 平野由里子君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和5年第2回松田町議会臨時会の招集に当たり、4月19日、午前8時30分より役場4階大会議室におきまして、委員6名中5名出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日4月19日の1日とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第5「議案第24号令和5年度松田町一般会計補正予算（第1号）」を行います。審議いただく議案は2件です。承認第1号専決処分の承認を求めることについて（松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行により、町条例の一部を改正する必要が生じたため、3月31日に専決処分したもので、地方自治法第179条第3項の規定により提案されたものです。質疑等を行い、即決でお願いします。議案第24号令和5年度松田町一般会計補正予算（第1号）については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額強化に伴う電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の低所得世帯への交付金や、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種に伴う特例臨時接種の延長による補正予算を提案されたものです。質疑等を行い、即決でお願いします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら他の委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。

議 長 議会運営委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。この臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和5年第2回松田町議会臨時会の会期は本日4月19日の1日と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町 長 皆様、改めましておはようございます。日増しに暖かくなりました今日この頃、議員各位におかれましてはますます御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。

さて、去る4月14日に令和5年第2回松田町議会臨時会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多様のところ、多数の御出席を頂き、ここに本臨時会が開催されますことを、まずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。

初めに、本年2月末に松田町立松田小学校整備事業が全て完了したことに伴い、3月25日に国会議員、県議会議員をはじめ町議会議長並びに議会議員の皆様方、地元自治会長、工事関係者など関係各位約70名の御出席を賜り、松田小学校完成記念式典を松田小学校屋内運動場にて開催いたしました。議員の皆さん方にも公私共に大変お忙しい中、御出席賜りましてありがとうございました。午後からは町民の皆様を対象に、陸上自衛隊第1音楽隊による演奏会を実施いたしましたところ、約250名の方々が御来場くださり、楽しんでいただきました。また、松田町有功者会有志の皆様方より150年前に松田小学校の前身として延命寺の敷地内に設置されて以来の歴史が刻まれた記念碑を寄贈していただき、その除幕式を行っていただきました。本年150年を迎える松田小学校は、このたび公立学校として全国4例目となる木造3階建てでの校舎として生まれ変わり、未来へつながり、地域に愛される教育活動の場として、これからもより一層、教育関連事業について積極的に取り組んでまいる所存でございます。

そのほか、これまでの事業や行事については、6月定例会において報告させ

ていただきますので、御了承願います。

さて、本日の臨時会の案件については、承認第1号専決処分の承認について、地方自治法等の一部を改正する法律の施行により、松田町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和5年3月31日付で専決処分をしたので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第24号令和5年度松田町一般会計補正予算（第1号）については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額強化に伴う電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金の低所得者世帯への交付金や低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金及び令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種に伴う特例臨時接種の延長による増額補正を提案するものでございます。

そのほかになりますが、国によりエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援に伴う交付金として、松田町へ約3,800万円ほどの割り当てがありますので、この交付金を活用した事業については、交付金の趣旨にのっとり、早期に対応が求めているため、6月の定例会以降提案させていただく予定としておりますので、その節には何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、提案いたしました案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議のほど、御決議賜りますようお願いいたします。

最後に、このたび4月1日付で人事異動を発令し、幹部職員の昇格や異動がございましたので、御紹介をさせていただきます。まず、昇格した3名でございます。福祉課長に宮根正行君。子育て健康課長に渋谷昌弘君、会計管理者兼出納室長に中津川文子君でございます。次に異動等について申し上げます。総務課安全防災担当室長に鎌田将次君、観光経済課長兼西平畑公園園長に遠藤洋一君、まちづくり課長兼駅周辺事業推進担当室長に柳澤一郎君、教育課長に椎野晃一君でございます。

幹部をはじめ職員については、町民の声に対応した町政運営に取り組んでいくために、松田町を思い、主体的に行動することと、町民が安心して生活できる環境を整え、ふるさと松田への郷土愛を育み、協働・連携・協力を積極的に進めてまいりますので、議員各位におかれましては引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げ、私からの行政報告とさせていただきます。今日はよろしくお願いいたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

日程第4「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和5年4月19日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、1枚おめくりいただき、専決処分書を御覧ください。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。別紙。令和5年3月31日。

この専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、国保税に関する部分は翌4月1日より施行されるため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときとして、令和5年3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

松田町国民健康保険税条例の改正内容といたしましては、後期高齢者支援金分の課税限度額の引き上げと、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の算定に用いる金額の変更となります。

それでは、松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表にて説明させていただきます。最後にあります参考資料の新旧対照

表を御覧ください。右側の現行、第2条第3項中の下線部分2か所の「20万円」を左側の改正案ではそれぞれ「22万円」に、第20条第1項中の下線部分2か所の「20万円」をそれぞれ「22万円」に改めます。

2ページを御覧ください。第2号中の下線部分「28万5,000円」を「29万円」に、第3号中の下線部分「52万円」を「53万5,000円」に改めるものでございます。

1枚お戻りいただき、改正条例を御覧ください。中段、附則。施行期日。この条例は令和5年4月1日から施行する。適用区分、この条例による改正後の松田町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第1号専決処分の承認を求めることについて(松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は可決されました。

議 長 日程第5「議案第24号令和5年度松田町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第24号令和5年度松田町一般会計補正予算（第1号）。

令和5年度松田町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,405万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,405万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月19日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第24号令和5年度一般会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

今回の補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額強化における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援といたしまして、低所得世帯支援交付金や、これとは別に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、また令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種経費に伴う補正となります。

それでは、8ページ、9ページの歳入から御説明をさせていただきます。款、国庫支出金、項、国庫負担金、目、衛生費国庫負担金では、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金といたしまして2,635万9,000円で、こちらは令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種に伴う増額補正とするものでございます。こちら10分の10の補助事業となります。

続きまして、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金、節、企画費国庫補助金の説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、補正額3,575万円となります。内容につきましては、低所得世帯支援交付金事業に伴う補正となります。こちらは電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の低所得者世帯への交付金といたしまして、住民税非課税世帯で

1世帯当たり3万円を交付するものでございます。

次に、目、民生費国庫補助金、節、子育て世帯生活支援特別給付金国庫補助金といたしまして、説明欄、ひとり親世帯分の事務費や、その他の世帯分の事業費及び事務費といたしまして、総額499万円の補正となります。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活特別給付金を支給するものでございます。給付額につきましては、児童1人当たり一律5万円、人数といたしましては80人分を計上しているものでございます。こちらも10分の10の補助事業となります。

続きまして、目、衛生費国庫補助金、節、保健衛生費国庫補助金1,695万7,000円につきましては、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備補助金といたしまして、個別接種支援金やシステムの改修経費等に伴う補助金となります。補助率も10分の10となります。

続きまして、10ページ、11ページの歳出について御説明をさせていただきます。款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、説明欄、職員給与費の時間外勤務手当といたしまして、価格高騰重点支援給付金分といたしまして46万1,000円、子育て世帯生活支援特別給付金分といたしましては20万3,000円、これを合わせて合計66万4,000円の補正となります。こちらも10分の10の補助事業となります。

次に、説明欄（1）価格高騰重点支援給付金事業につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額強化に伴う事業といたしまして、低所得世帯への交付金、10分の10の補助事業として、対象世帯は1,100世帯に対して3万円を交付するものでございます。そのほか、システム改修費負担金等に伴う補正となっております。

また、本事業における会計年度任用職員給与費につきましては、98万4,000円、こちらも10分の10の補助事業となります。

次に、款、民生費、項、児童福祉費、目、児童措置費、説明欄、子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点からの給付金となります。給付額につきましては、児童1人当たり一律5万円でございます。そのほかを含めて総額444万9,000円でございます。

また、会計年度任用職員給付費につきましては、33万8,000円についても10分の10の補助事業となっております。

続いて、款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費につきましては、ページ12、13ページになります。説明欄、職員給与費の時間外勤務手当につきましては、ワクチン接種に伴うもので、147万6,000円の補正となります。

次に、目、予防費でございます。説明欄（1）新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業につきましては1,443万1,000円で、こちらは健康被害調査委員の報償や、接種券の郵送料、また個別接種支援金、ワクチン接種に伴うシステム改修に伴う補正となります。

続いて、説明欄（2）になります。新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、委託料といたしまして2,635万9,000円の補正となります。ワクチン接種委託料及び休日・時間外接種に対する加算分などの経費といたしまして、10分の10の補助事業となります。本事業における会計年度任用職員の給与費につきましては105万円で、こちらも10分の10の補助事業となります。

次に、14ページから19ページにかけましては、職員等の給与費明細書を添付させていただきました。今回の補正での時間外勤務手当及び会計年度任用職員の報酬の増額によるものでございます。

以上、令和5年度一般会計補正予算（第1号）について、御審議よろしくお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ございませんか。質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第24号令和5年度松田町一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(発言を求める声あり)

- 6 番 井 上 暫時休憩の動議をお願いをしたいと思います。
- 議 長 ただいま井上君から休憩することの動議が提出されました。この動議は1名以上の賛成者がありますので…(「賛成」の声あり) 休憩することの動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。(「議長判断でやってくださいよ。」の声あり) それでは、議長判断で、しばらく休憩します。(10時25分)
- 議 長 休憩を解いて再開します。(11時49分)
- 以上で予定しました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会は閉会といたします。慎重な御審議、ありがとうございました。(11時50分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 年 月 日

松田町議会議長

署名議員 番

署名議員 番